令和3年度 日光市一般廃棄物処理実施計画

I ごみ処理実施計画

1 計画区域 日光市全域

2 計画期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

3 計画人口

(単位:世帯・人)

	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
世帯数	36,555	24,720	5,743	4,374	1,125	593
人口	80,418	57,558	11,882	8,145	1,729	1,104

※令和2年10月1日現在 住民基本台帳

4 一般廃棄物(ごみ)の計画排出量

(単位:t/年)

区分	年間排出量	家 庭 系	事 業 系
		一般廃棄物	一般廃棄物
可燃ごみ	25,210	16,385	8,825
不燃ごみ	1,178	875	303
粗大ごみ	219	219	_
資源物	3,348	3,229	119
びん	810	782	28
缶・ペットボトル	612	543	69
古紙·古布	1,926	1,904	22
白色トレイ	0.1	0.1	_
集団回収	404	404	_
計	30,359	21,112	9,247
動物の死体	587 体		

※第2期日光市一般廃棄物処理基本計画より

5 ごみ処理実施計画

(1)排出抑制・資源化計画に係る役割分担

	・廃棄物の分別区分を理解し、排出抑制・減量に協力する。
	・家庭ごみ有料化制度を理解し、燃えるごみは指定ごみ袋で排出を行う。
	・雑がみの分別促進や再生資源の集団回収など、廃棄物の減量・資源化
	に協力する。
	・生ごみの水切りの徹底や生ごみ処理機の活用、食品ロスを減らす工夫な
市民の取り組み	ど、廃棄物の排出を抑制する。
川氏の取り組み	・マイバッグ等を積極的に使用し、レジ袋を辞退するとともに簡易包装の商
	品の購入に努める。
	・詰替え商品やリターナブル容器の使用、レンタルやリース、修理の利用な
	ど使い捨て生活を改善する。
	・ごみ出しルールの周知やごみの散乱防止、収集後の清掃などステーショ
	ン利用者相互の管理を促進すること。
	・廃棄物の減量を図るための従業員等に対する研修会等を実施し、事業か
	ら排出される廃棄物の適正排出に努め、分別・資源化に取組む。
	・牛乳パック・トレイ・ペットボトル・缶・びん等の資源物回収ボックスを設置
東光老の取り知り 、	し、積極的にリサイクルを推進する。
事業者の取り組み	・レジ袋の削減や簡易包装等を実施PRし、廃棄物の排出抑制を図る。
	・排出されたごみについて、排出者としての責任を持つ。
	・行政の行うごみ減量・資源化施策に積極的に協力する。
	・食品廃棄物の無駄を出さないように努める。
	・家庭ごみ有料化制度について、排出状況、分別状況、ごみの組成調査を
	行い、検証を行う。
	・事業系ごみの減量化について、多量排出事業者への減量指導、事業系
	ごみ処理手数料の検証、事業系ごみの排出抑制、分別促進の周知啓発
行政の取り組み	を行う。
	・ごみ減量化施策推進のための調査、研究を行う。
	・家庭用生ごみ処理機(機械式・コンポスト式)の普及拡大を図る。
	・食品ロスの削減の普及啓発をし、廃棄物の削減に努める。
	・廃棄物の現状や適正排出等を周知徹底するため、広報紙等の掲載を行
	う。

(2)一般廃棄物の範囲

①市で収集又は処理できる廃棄物

種 類	取扱い基準					
TMA デック、	生ごみ、紙くず、草、繊維くず、プラスチック類					
可燃ごみ	※資源物及び粗大ごみ以外の燃えるごみ					
	金属類、ガラス類、陶磁器類など					
不燃ごみ	有害ごみ(乾電池、蛍光灯、水銀体温計)					
	※資源物及び粗大ごみ以外の燃えないごみ					
	•缶					
	【スチール・アルミ】					
	・びん					
	【無色・茶色・その他の色】					
	・ペットボトル					
	・古紙					
資源物	新聞紙【チラシ含む】					
	雑誌【雑がみ含む】					
	ダンボール					
	紙パック					
	•衣類•古布類					
	・白色トレイ					
	•小型家電					
业□ → デッフ、	寝具、家具、自転車、畳など					
粗大ごみ	※縦、横、高さのいずれか1辺が60cm以上、又は重量が10kg以上のもの					
家電リサイク	特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具					
ル対象物	(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)					
	※電気小売店等で引き取りできないものに限る(有料)					

②市で収集及び処理できない廃棄物

有害性のあるもの	バッテリー、農薬等
危険性・引火性のあるもの	ガスボンベ、消火器、灯油、ガソリン、塗料等
十の状況が知ず中でもないよの	タイヤ、モーター類、耐火金庫、コンクリート製品、
市の施設で処理できないもの	ドラム缶、自動車、自動二輪車等

(3) 収集運搬計画

- ①家庭系一般廃棄物(一般家庭の日常生活により生じた廃棄物)
 - ア 家庭系一般廃棄物は、収集運搬する一般廃棄物の区分、方法に従い定期的に収集運搬し、日 光市クリーンセンター(可燃ごみ)、日光市リサイクルセンター(不燃ごみ、資源物)に搬入する。
 - イ 特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具(エアコン、テレビ、冷蔵庫・ 冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、ステーション回収をしない。排出者は、家電小売業者又は専 門業者に収集運搬を依頼するものとし、当該事業者が受入できない場合に限り、同施行令及び 条例の規定に基づきリサイクルセンターで受入する。
 - ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、使用済小型電子機器等を 収集する。ただし、ステーション回収するものは、不燃ごみとして収集できる大きさのものとする。

②事業系一般廃棄物(産業廃棄物を除く事業活動により生じる廃棄物)

- ア 事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において、次の方法により適正に処理することとする。 また、日光市クリーンセンター、日光市リサイクルセンターに搬入する場合は、受入基準に従うも のとする。
 - ○事業者が自ら運搬し、市の指定する一般廃棄物処理施設に搬入する。
 - ○日光市長が許可した一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可業者に収集運搬を委託する。

③一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物の収集運搬については安定かつ円滑に遂行されており、ごみ排出量も人口減少 及びごみ減量化の取り組みにより減少すると予測されることから、当面の間、新たな許可は原則 認めないこととする。

(4)収集運搬実施計画

(単位:t/年)

項目		収集回数	収集運搬	収集量	直接	搬入先
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	主体方法	A A	搬入量	3730,7 1,7 11
可燃ごみ	紙くず・生ごみ・	2 回/週		22,689	2,521	日光市クリー
可然にみ	プラスチック類他	2 四/ 旭		22,009	2,021	ンセンター
不燃ごみ	小型家電製品•	1回/月		884	294	
小然こみ	金属、ガラス類他	1四/月		004	294	
	びん		委託	648	162	日光市リサイ
			(ステーション)	040	102	クルセンター
	缶・ペットボトル	2 回/月		465	147	
資源物		2四/万		100	111	
	古紙•古布			1,791	135	リサイクル
	□和、□和			1,791	100	業者
		直営	0.1		日光市リサイ	
白色トレイ		随時	(拠点)	0.1	_	クルセンター
4日 ナデフ,	1	吃去吐	戸別収集	4.4	175	日光市リサイ
粗大ごみ		随時	(有料)	44	175	クルセンター
Eh Han Ti /+		随時	委託	505 U:		日光市クリー
1111年	動物死体		(回収)	587 体	_	ンセンター

6 中間処理計画

(1)中間処理計画

施設	処理		搬入廃棄物	処理方法			
日光市クリーンセンター	中間処理	可燃ごみ	可燃ごみ破砕可燃ごみ	可燃ごみ及び破砕可燃ごみを焼却処理			
		破砕処理	不燃ごみ	外部委託により、不燃ごみ及び粗大ごみを破砕			
	中間処					粗大ごみ	処理
日			缶	選別機で、スチール、アルミ、ペットボトルに選			
光市		型 資源化処理	ペットボトル	別•圧縮梱包			
サイ	理		78)	手選別により、無色、茶色、その他の色、生びん			
クルカ			びん	に選別し、生びん以外はカレット処理			
日 光市 リサイクルセンター			破砕後資源物	破砕処理後、鉄、アルミに選別			
	直接資源化		新聞・雑誌・ダンボ				
			ール・紙パック・白	収集委託業者が問屋に搬入			
	退按賞	<i>似</i> 尔1七	色トレイ・古布				
			小型家電	認定事業者に引き渡し			
	破砕不適物処理		破砕不適物	専門業者に処理を委託			

(2)中間処理施設

施設名称	所在地	施設区分	型式	処理能力	建設年度
日光市	千本木	基土n+左⇒n	シャフト式	1954 / 🗆	平成 22 年度
クリーンセンター	945-1	焼却施設	ガス化溶融炉	135t/日	平成 22 平度
日光市	町谷	資源物処理施設	手選別	10t/5h	平成 26 年度
リサイクルセンター	809-2	貝伽物处理肔取	圧縮減容方式	10t/5n	一

(3)他市町村での中間処理

他市町村に所在する廃棄物処理施設において日光市のごみを中間処理する際には、受入れ先の市町村と事前協議のうえ、処分することとする。

7 最終処分計画

(1)最終処分量及び処分先

(単位:t/年)

処分方法	施設名	処分物	処分量	処理主体	処分先
及力力位	加西以入口	ZEJJ 1/3	た万里	及生工件	(委託先)
	日光市	焼却灰		市	㈱ウィズウェイストジャパン
	クリーンセンター	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	850		管理型一般廃棄物最終処分場
100		(溶融飛灰等)		(委託)	(群馬県草津町)
埋立処理	日光市			市	㈱ウィズウェイストジャパン
	リサイクルセンター	不燃性残渣	650	(委託)	管理型一般廃棄物最終処分場
				(安武)	(群馬県草津町)

(2)最終処分場の概要

施設名称	所在地	埋立地面積	全体容量	残余容量	埋立	埋立
					対象物	期間
日光市				9.0703		H2. 5
一般廃棄物最	町谷 809-2	6,680 m²	65,900 m³	2,070 m ³	不燃性残渣	~
終処分場				(R3.3 現在)		
㈱ウィズウェイス	群馬県吾妻郡				let +11 F	1100 0
トジャパン	草津町大字前	44.000.2	0=0000 3	92,782 m³	焼却灰	H22. 2
新草津ウェイス	口字井堀 140	41,866 m²	850,000 m ³	(R2.12 現在)	(溶融飛灰等)	~
トパーク	番外 78 筆				不燃性残渣	R3. 3
㈱ヤマゼン上野	三重県伊賀市			0.67, 0.00 3		R1.9
処分場	治田 3547-11	87,836 m²	2,427,038 m ³	367,038 m ³	不燃性残渣	~
				(R2.9 現在)		R3.3

8 他市町村のごみ処理

(1) 民間処理施設での処理

他市町村が排出したごみの処理については、事前協議により、民間処理施設の処理能力の範囲内で日光市が合意し、生活環境の保全と公害及び事故を未然に防ぐための三者間協定を締結するものとする。

(2) 民間処理施設の概要

所在地	日光市猪倉
取扱品目	木くず
処理能力	316t/日
処理方法	破砕

所在地	日光市町谷
取扱品目	焼却灰、溶融スラグ
処理能力	263 m³ ∕ 目
処理方法	破砕・固形化による再生砕石化

所在地	日光市猪倉
取扱品目	木くず、紙くず、動植物性残渣、食品廃棄物、粉末消化剤、野菜残渣、汚泥
処理能力	92 m³∕目
処理方法	堆肥化

Ⅱ 生活排水処理実施計画

1 計画区域 日光市全域

3 計画人口 (単位:人)

計	画	処理区域内人口	79,810
	水	洗化•生活雑排水処理人口	67,519
		公共下水道	52,024
		その他の集合処理	1,960
		合併処理浄化槽	13,535
	水口	洗化·生活雑排水未処理人	12,291
		単独処理浄化槽	3,072
	非	水洗化人口(し尿くみ取り)	9,219
生	活	排水処理率(%)	84.6

4 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集•運搬計画

計画区域内で発生するし尿、浄化槽汚泥は、日光市し尿処理場「環境センター」で全量処理し、し 尿、浄化槽汚泥は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び浄化槽法第35条の許可受けた 一般廃棄物収集運搬事業者によって収集・運搬するものとする。

なお、日光市のし尿・浄化槽汚泥の処理は安定かつ円滑に遂行されており、し尿及び浄化槽汚泥量についても、平成30年3月に策定した「日光市一般廃棄物処理基本計画」において、計画区域内人口の減少及び下水道の整備等により、減少すると予測されることから、し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬を効率的、安定的に処理していくため新たな許可は認めないこととする。

(2) 収集運搬実施計画

(単位:t/年)

区分	収集運搬主体	収集量	収集頻度	搬入先
し尿	市(委託)	2,811	定期又は申込の都度	
浄化槽汚泥	許可業者	11,160	浄化槽清掃実施の都度	日光市し尿処理場環境センター
収集量合計	_	13,971	_	「泉境でングー

(3) 中間処理・最終処分計画

(単位:t/年)

し尿・浄化槽汚泥処理		し尿処理場から発生する余剰物の処理					
中間処理			中間処理				
区分	処理量	処理施設	処分物	処理量	処理方法	最終処分	
					【焼却(市直営)】	㈱ウィズウェイストジャパン	
し尿	2,811		し渣	70	日光市	群馬県草津町	
					クリーンセンター	一般廃棄物最終処分場	
浄化槽 汚 泥	11,160	日光市し尿処理			【焼却(市直営)】	㈱ウィズウェイストジャパン	
		場	脱水汚泥	650	日光市	群馬県草津町	
		環境センター			クリーンセンター	一般廃棄物最終処分場	
			沈砂物等 汚泥	100	【焼却(委託)】 株式会社カツタ (茨城県 ひたちなか市)	新和企業(有) 茨城県北茨城市 一般廃棄物最終処分場	
処理量	13,971		発生汚泥計	820			

(4) 処理施設の概要

し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名称	所在地	型式	処理能力	建設年度
日光市し尿処理場	町谷 1801-2	循環ばっき方式	82kl/日	平成5年7月
環境センター	四] 台 1801-2			